

神戸市立墓園 期限付墓地使用者募集

2026年度 申込みのご案内

【鶴越合葬墓の募集ではありません】



-
- **募集期間** 1次受付〔抽選〕 2026年4月27日（月）～2026年6月5日（金）
2次受付〔先着〕 2026年7月1日（水）～2027年1月29日（金）
 - **申込み方法** インターネット、郵送
-

期限付墓地とは

子や孫への承継を前提とせず、あらかじめ墓石の撤去や合葬墓への改葬を組み入れた墓地です。

募集施設の概要

期限付墓地（整備数255区画）

場 所：鶴越合葬墓西側（園内墓参バス「⑰鶴越合葬墓」が最寄りです）

募 集 数：30区画程度（応募多数の場合は、抽選）

形 態：面積1.6㎡（人工芝タイプ）

使用期間：使用許可日より15年間

※ 市で設置したカロートの上部に、使用者が墓碑（洋風墓タイプ）を建立していただきます。

※ 15年経過後は、市が鶴越合葬墓に改葬し、墓碑等は撤去します。

周辺施設：駐車場（身障者スペース有）、水汲み場、ゴミステーション

申込みの流れ

1 次 受 付	4月27日（金） ～6月5日（金）	<ul style="list-style-type: none">・インターネット又は郵送（6月5日（金）までに必着）で申込みください。・受付後随時、「抽選番号通知書」を郵送します。 通知した番号が、申込者の抽選番号となります。※区画は指定できません。
↓		
抽 選	6月下旬	<ul style="list-style-type: none">・区画を決める抽選を行います。・抽選に申込者の立会はありません。・神戸市ホームページにて抽選結果を公表する予定です。・申込者全員に「抽選結果通知書」を郵送します。
↓		
2 次 受 付	7月1日（水） ～1月29日（金）	<ul style="list-style-type: none">・先着順で受付します。区画は、指定できません。・募集予定数を超えた場合、募集を途中で締め切ることがあります。・インターネット又は郵送（1月29日（金）までに必着）で申込みください。

申込み要領

申込み要件

次の要件をすべて満たす必要があります。

① 神戸市民の方、または、生前に市民であった方の焼骨を所持されている方に限ります。	神戸市内に6ヶ月以上お住まいの方。(申込み時まで6ヶ月以上継続して神戸市内に住所を有し、住民登録をしている方)または、生前に市民であった方の焼骨を所持されている方。
② お墓を管理できる方に限ります。	使用期間中(15年間)、お墓を管理できる方。
③ 1世帯に1件しか申し込みできません。	・二重の申込み(同一人、同一世帯での複数申込み)や虚偽の申込み等は全て無効とします。(別世帯であっても同一の埋蔵者名で2件以上の申込みがあった場合は、全て無効とします。)・現在、既に神戸市立墓園を使用されている方(同一世帯を含む)の申込みはできません。ただし、現在使用中の区画等を返還される場合を除きます。
④ 期限内に建立できる方に限ります。	使用許可を受けた日から3年以内に墓碑等を建立できる方。
⑤ 期限内に納入できる方に限ります。	書類審査の合格後、「区画使用料」の納付書を郵送しますので、概ね3週間以内に神戸市の指定する金融機関に一括して納付してください。

申込み方法

インターネット、又は郵送で申込みください。

①インターネット申込み

「e-KOBE(神戸市スマート申請システム)」のサイトから申込みください。

〔検索欄に「e-KOBE」を入力し、検索してください。〕

〔なお、「e-KOBE」の使用については、事前に会員登録が必要となります。〕

<https://lgpos.task-asp.net/cu/281000/ea/residents/portal/home>



②郵送申込み

この募集案内の最終ページにある「期限付墓地募集申込書」に必要事項を記載の上、神戸市墓園管理センター宛に郵送(受付期間内に必着)してください。

【郵送先】 〒652-0071

神戸市北区山田町下谷上字中一里山12-1

神戸市墓園管理センター 期限付墓地申込 宛

※申込者や埋蔵者の氏名は、通称名ではなく戸籍または住民登録上の氏名をご記入ください。また、不備(ふりがなの未記入など)や誤記のないようご注意ください。

使用料

①区画使用料：300,000円(15年間の管理料と15年後の墓碑撤去費含む)

②埋蔵者がある場合：1体あたり 50,000円(合葬墓使用料)【後日の申込み可能】

※ ②に関しては、申込者が下記のいずれかに該当する場合は、申請に基づき2分の1に相当する額を減額します。

ア 生活保護受給者の方

イ 市立墓園(条例墓地含む)の墓地及び納骨堂を返還(墓じまい)するため、同墓地または納骨堂に埋蔵又は収蔵されている遺骨を改葬しようとする方

※ 埋蔵・収蔵されている遺骨(焼骨)に限ります。

※ 墓地等の返還手続き(撤去工事を含む)は、2027年3月末までに完了してください。

③記名板を希望する場合：1体あたり 30,000円(記名板設置料)【後日の申込み可能】

使用料の還付について

納められた使用料については、神戸市市立墓園条例及び同施行規則に規定している場合を除き、還付することはできません。

申込み受付後の流れ

書類提出



当初使用料
納付



使用許可



墓碑建立



納骨



合葬墓へ
改葬

返送期限は
郵送書類等に記載

納付は
概ね3週間以内

区画使用料納付後、
概ね1～2か月後

使用許可日から
3年以内

使用許可日から
15年後

- ・ 抽選の当選者や申込みの受付者（先着順）には、順次、「使用許可申請書類一式」を郵送しますので、必要書類を返送してください。
- ・ 提出された書類の審査を行い、審査合格後、区画使用料の納付書を郵送します。

- ・ 神戸市の指定する金融機関に一括して納めてください。コンビニエンスストアでの払込はできません。

- ・ 墓園使用許可書を郵送します。

- ・ 墓園使用許可書交付後、墓地を使用することができます。

- ・ 随時納骨していただけますが、埋蔵・収蔵届出書を墓園管理事務所に提出してください。合葬墓使用料を1体あたり50,000円納付していただき、合葬墓使用許可書を交付いたします。（使用許可申請時に届出があった埋蔵者は、不要です）
- ・ 記名板の設置希望があれば、同時にお申込みください。

- ・ 市で合葬墓に改葬後、墓碑等を撤去します。

注意事項

①墓碑建立

区画使用料に、墓碑等の建立費は含まれておりません。許可日から3年以内に施工基準（期限付墓地）に従い建立してください。

②参拝

供物等は持ち帰りください。

合葬墓に改葬後は、献花台で参拝してください。また、ろうそく、線香等の火器類は使用できません。

③納骨

新たな焼骨を埋蔵する場合は、「合葬墓使用許可書」を発行しますので、「埋蔵収蔵届出書」を墓園管理事務所に提出してください。1体あたり50,000円の合葬墓費用を納付していただきます。

④承継

使用者が死亡した場合は、承継の手続きをお願いします。（手数料600円）

⑤返還

途中で期限付墓地を返還する場合は、「期限付墓地使用許可書」及び「合葬墓使用許可書」が必要となりますので、紛失しないようにしてください。合葬墓使用料の還付はできません。

⑥合葬墓への改葬・墓碑撤去

使用許可から15年経過後は、鶴越合葬墓に神戸市で改葬します。立会はできません。改葬後は、遺骨の返還はできません。

また墓碑においても、神戸市で撤去いたします。

⑦記名板

合葬墓に改葬後、お申込みいただいた記名板を神戸市で設置します。

詳しくは、神戸市ホームページにてご確認ください。

神戸市立墓園（墓園管理センター）

<https://www.city.kobe.lg.jp/a60186/kurashi/memorial/cemetery/index.html>



鶴越墓園案内図



※墓参バス「⑰鶴越合葬墓」下車すぐ

お問い合わせ先

神戸市健康局斎園管理課
墓園管理センター(鶴越墓園管理事務所内)

〒652-0071
神戸市北区山田町下谷上字中一里山12番1号

電話 078-621-5667

メール boen@city.kobe.lg.jp

「神戸市立墓園(墓園管理センター)」ホームページ
<https://www.city.kobe.lg.jp/a60186/kurashi/memorial/cemetery/index.html>



【郵送用様式】

期限付墓地募集申込書

(申請者)

年 月 日

〒	本 籍			
	住 所			
	フリガナ 姓	名		
	氏 名 姓	名		
	生年月日	年	月	日
	電 話			
	携帯電話			

墓園名称	鴨越	墓域	期限付墓地	<input type="radio"/>
------	----	----	-------	-----------------------

※下記には何も記入しないでください。

郵送 窓口